

【法務省法制審議会・家族法制部会への勧告 3】

2021年10月14日

法務大臣 古川 禎久 様

法務省法制審議会 家族法制部会 部会長 大村敦志 様

法務省法制審議会 家族法制部会 委員の皆様

任意団体 手づくり民法・法制審議会（担当・宗像 充）

私たちは、離婚と子どもに関する法的問題について議論をしている団体です。常任メンバーには、子どもと不当に引き離された経験を持つ親が多いですが、法制審議会と平行して、市民の視点からの独自の議論を継続的に行っています。

2021年10月9日に当団体で、法務省法制審議会第5回の議論をもとに、第3回「やり直し法制審」の議論をインターネット配信しました（羽田ゆきまさ報道局）のでどうかご覧ください（「共同親権運動・国家賠償請求訴訟を進める会」のサイトで議事録も公開しています）。

「法制審議会家族法制部会・やり直し法制審」

<https://www.youtube.com/watch?v=On0knp-4jE8&t=11s>

<https://www.youtube.com/watch?v=Vzh9ubVpXrk&t=2s>

<https://www.youtube.com/watch?v=vZM6jiYpQGw&t=4s>

国の法務大臣の民法法制審議会の諮問事項は「父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」ということです。

そこで、当団体での議論を踏まえ、法制審議会での議論の推移について、以下の点を指摘し、法制審議会における議論への反映を強く求め、勧告、及び質問いたします。

【質問】

オーストラリアやイギリス等の国々でも、日本同様9割以上が同居親になっているので、日本の単独親権下で女性が親権を取ることに問題がないという小川富之氏の発言に対しては誰も質問をしませんでした。一方これを前提にしてアメリカの法制度について山口亮子氏に質問がなされています。

共同親権・共同養育を行っている海外では、別居親の面会交流は年間100日程度が保障されていますが、日本の場合は、裁判所を通しても面会交流時間は年間1日(月1回2時間×12ヶ月)程度が基準になっており、さらに面会交流権が法的に整備されていないた

め、裁判所の取り決めがあっても40%が反故にされている現実があります（小川氏の調査によれば、オーストラリアでは2009年～2010年において、2週間に1度以上の面会交流が実施されている割合が5割を超えますが、日本の司法での取り決めのうち2週間に1度以上の割合は10%程度です、添付資料参照）。

このような100倍以上に及ぶ、別居親の養育時間の格差を無視した議論は暴論ですが、審議会では疑問すら出ませんでした。

もしかして、法制審議会は、男性の育児への障壁を著しく高くしている日本の現行制度を守ることで、男女間の養育格差、男女差別を国内外問わず維持することが目的ですか。

【勧告1】

親権も養育権も「基本的人権」である大前提を確認してください。

その上で、子どもの社会における位置付けを議論をする必要があることを指摘致します。

【勧告2】

9月分の勧告でも申し上げましたが、再度勧告させていただきます。

DV問題と共同親権・共同養育問題を一体的に捉えるのは不当です。DV被害者の保護が解決しないと共同親権・共同養育することは危険であるとしたり、単独親権でないとDV被害者の保護ができないという主張は虚偽または錯誤です。DVと共同親権・共同養育問題は全く別の問題であり、片方を推進することが、片方の抑制になるトレードオフの関係にはありません。DV被害を受けた割合の男女比は3：2で、離婚後に子どもの虐待を行っているのは、親権をもった母親や、母親の新しいパートナーが多いことを考えても、単独親権がDV・虐待の抑止にになっているとはいえません。男女平等論に立てば、親権は父母の両方が持つ前提になります。よって、DV問題と、共同親権・共同養育問題は完全に分けて議論してください。

【勧告3】

婚外子の扱については、共同親権を制度化することによって解決する問題ですので、是非その観点からの議論をしてください。

再度申し上げますが、審議会ご参加の皆様には、法律の不備のため、被害を被り、苦しんでいる子どもや親が、日々増加していることを意識して、不真面目な議論はやめてください。

この勧告書は請願法に基づき、委員会審議時に各委員に配布回覧してください。また質問への答えは、次回の法制審議会で議論し、回答を取りまとめてください。議事録で確認いたします。

以上